

ヨーロッパ共通民法典をめぐる大論議 ——フランスを中心として・その1——

大久保 泰 甫

はじめに

- 1 2001年7月、ヨーロッパ契約法にかんするEU委員会の通知
 - 2 2つの作業グループ
 - (1) ランド委員会（通称 Commission Lando）
 - (2) 「ヨーロッパ民法典研究グループ」(Study Group on a European Civil Code)
 - 3 2001年7月の委員会通知までの経緯
 - (1) 1989年及び1994年のヨーロッパ議会の決議
 - (2) 1999年、ヨーロッパ議会の動き
 - (3) 1999年秋、タンペレ首脳会議における合意
 - 4 2001年7月の委員会通知以後のEU機関の動き
 - 5 2002年4月、フランス破棄院におけるChr. von Bar教授の英語講演：From Principles to Codification: Prospects for European Private Law
 - 6 2002年7月1日、フランス精神・政治科学アカデミーの決議
- むすびにかえて

はじめに

1 2004年は、フランス民法典（ナポレオン法典）施行200周年の節目にあたっていた。これに因んで、非常に多数の記念行事が計画された。フランスでは、破棄院（刑事の最高裁判所）等を中心として記念事業組織委員会が設置され、そのイニシアティブのもとに、3月11、12の両日、パリ大学の通称ソルボンヌと呼ばれている建物中の大講堂において、祝賀式典と学術シンポジウムが開催された。11日の式典においては、シラク大統領をはじめとして、国会の両院議長、破棄院の院長、さらに司法大臣が登壇して祝辞を述べた¹⁾。また、12日からは、国民議会（下院）において、「民法典の200年——われわれを集結させる立法——」というタイトルの展示会が始まった²⁾。

そればかりか、フランス民法典記念行事は、パリだけではなく、またパリ以外のフランス国内だけでもなく、更にヨーロッパの内部だけでもなく、日本を含めて、広く世界の各地で、合計 50 もの数に上った³⁾。

このように述べると、非常に盛り上がりの中の祝賀ムードという印象を与えるかも知れないが、実はそうではなかった、と言わなければならない。フランスのある法学教授は、「200 周年の行事は、*désenchantement* の雰囲気の中で行われた」と書いている。*désenchantement* とは、幻滅、失望、夢破れて現実に振り返り落胆している、という意味に他ならない。同教授は続けて、フランス国外で種々の行事が開催され、また書籍等が刊行されたことに、むしろフランス人自身が驚いている、と述べている⁴⁾。

このようなフランス人の幻滅、失望、意気消沈は、一体何に由来するのか。100 年前、つまり 100 周年の時と比較すれば、その理由はよく見えてくると思われる。今日のフランスは、100 年前とは異なり、もはや世界における第一級の強国の地位を喪失してしまった。そして、広大な植民帝国に君臨していた昔日の面影は消滅して久しい。フランス人は、100 年前、フランス民法典が世界の各地に輸出され、大きな影響を与えたという事実を疑う必要は全くなく、自分達の法典の輝きと伝播力 (*rayonnement*) に大きな自信と誇りを持ち続けていた。それに引き換え、現在はどうであろうか。2004 年のフランスは中級国家となり、さらに意識の上でも、フランス人は、自国がますます下り坂を降っているのではないか、という不安を抱いている。

民法典について言えば、フランスの法律家たちの多数は、法典は確かに年を経たという意味で尊敬すべき (*vénérable*) 存在かもしれないが、しかし、すっかり古くなり陳腐化して、輝きを失ってしまった、と認めざるを得ない状況にある。そして、この法典が今後どうなっていくのか、この法典をどうしたらよいのか、という問題に思いを巡らさない訳にはいかない。あとで一言するように、オランダやドイツでは、最近、新民法典の施行や債務法の大改正が行われた。そして、これらの動きとも無縁とは言えないが、何といても色濃く巨大な影を落としているのは、EU 規模における民法の分野での統合（広く言えば「調和化」）問題に他ならない。

ヨーロッパにおける法的統合の圧力が無視できないどころか、ますます強まる中で、フランス民法典は、そしてフランスの法学界は、一体、どこに向かおうとしているのか。本稿の表題は、この重要な問題に焦点を当てたものであるが、差し当たりは、論議の具体的な内容の詳細には立ち入らず、この国における論議を触発・激化させた、いわば背景の状況について、中間報告を行いたい。

2 ところで、民法典は必要か、という論点をめぐる大論議とは、取りも直さず、法典編纂は是か非かという争い、すなわち法典論争と言ってもよいであろう。そして、この法典論争という言葉で直ちに想起されるのは、19 世紀初頭、ドイツにおいて、チボーとサヴィニーとの間で交わされた論争である。ここでは詳述は避けるが、それは、

1814年、ナポレオン支配を打倒・打破した解放戦争勝利の直後の時期に、ドイツのナショナリズムが大きく盛り上がる中で戦わされた。すなわち、ハイデルベルク大学教授で高名な民法学者 A. J. F. Thibaut (1772-1840) が発表した書評的論文「ドイツのための一般民法の必要性について」に対して、これを「汚辱的著作」(Schandschrift) として退け、徹底的に批判した反駁文を公刊したのが、F. C. von Savigny (1779-1861, 当時ベルリン大学教授) であった。彼の「立法及び法学に対する現代の使命」と題する論文は、19世紀ヨーロッパの法律家が著した最も有名な文章である⁵⁾。

サヴィニーは、この論文において、法を言語になぞらえつつ、「法と、民族の本質および特性との間の有機的關係」を指摘した。彼によれば、「あらゆる法は、支配的な、しかし必ずしも的確ではない言語用法によって、慣習法 (Gewohnheitsrecht) とよばれる形において、すなわち、第1に、習俗および民族の確信 (Volks Glaube) を通じ、第2には、法学 (Jurisprudenz) を通じて、生み出される。したがって、法は、あらゆる場合に、内面的な、秘めやかに作用する諸力によって (durch innere, stillwirkende Kräfte) 生まれるのであって、ひとりの立法者の恣意によって生み出されるのではない」のである⁶⁾。かくて、彼は、立法事業は差し迫った必要のない場合には行われるべきではなく、もし、やむを得ず行う場合には、従来の法源に対する特別の配慮をもってなすべきである、と主張した。特に、当時のドイツの法的状況下における統一的な法典の編纂は、不必要でありかつ余計である、として、これを退けた。

この法典論争は、周知のように、サヴィニーの勝利に帰した。ドイツの統一的民法典は作られることはなく、サヴィニーの論文は、歴史法学のプログラムの位置を占めるものとなった。この19世紀初頭の法典論争の際には、まさにナポレオン法典が、ドイツ共通民法典のひとつのモデルとされた。ところが、皮肉にも、今日、その母国フランスにおいて強く唱えられているのは、サヴィニーの所論に少なくとも部分的に相似した、ヨーロッパ共通民法典否定論なのである。

以下に、その具体的な状況を明らかにしていこう。

1 2001年7月、ヨーロッパ契約法にかんするEU委員会の通知

フランスにおいて、ヨーロッパ共通民法典（以下、ヨーロッパ民法典とも呼称する）について、大きな論議が巻き起こるきっかけとなったでき事がある。それは、2001年7月、ブリュッセルのEU委員会より、理事会（閣僚理事会）及びヨーロッパ議会に対して送付されたヨーロッパ契約法にかんする通知である。同委員会がこの通知を出すに至った経緯については、後述することにして（後掲の3を参照）、まず、この通知の内容を部分的に要約すると、以下のようであった⁷⁾。

「EU 構成国それぞれの契約法が、域内で併存している。このことが、域内市場の効果的な機能（すなわち、域内の取引及び経済活動の一層の自由化と拡大）を直接的・間接的に阻害しているのではないか、そして、もしそうならば、一体どの程度阻害しているのか」という問題がある。これについて、広く意見を徴することにした（広くとは、消費者、企業、職業団体、行政機関、大学人等学識者、その他すべての利害関係者を含む）。そして、今後具体的に取りべき方策について、以下の4つの選択肢を示して公開のアンケートに着手した。この旨を通知する。

選択肢

- (1) EU レベルではいかなる行動も起こさない。——これは、この問題をマーケットの自由と自律に委ねることを意味する。
- (2) 加盟諸国の国内法の収斂強化のため、契約法の共通原則の確定を促進する。
——このために、比較法の研究及び協力（大学研究者と法実務家間のそれを含めて）を推進する。その結実の具体的な形は、共通原則、ガイドライン、または行動規範など多様であり得る。既存の（作業グループの）業績は、これを利用・発展させることができる。
- (3) 現在実施されている法令の質的改善。——現行の EU 法令の現代化、すなわち、プレゼンテーションの改善、法律用語の統一、簡素化と内容の明確化等を行う。
- (4) EU レベルにおける新たな包括的立法の採用——包括的立法の具体的形態として、いかなる法的手段（指令、規則、勧告）によるか、またその法的拘束力の程度如何については、それぞれ複数の選択肢が存在する。

以上が、EU 委員会通知の内容であった。上の選択肢(4)で言及されている「包括的新立法」とは、まさにヨーロッパ共通契約法典というものをまとめる方向を示唆していると言わなければならない。

ところで、この通知の中で、ヨーロッパにおける契約法の「調和化」(harmonisation)を目的として研究を進めている法学者のグループとして、既存の組織が明示的に言及されている。名前が挙げられているのは、「ランド委員会」と「パヴィア・グループ」（いずれも通称）の2つであるが⁸⁾、ここではこの中で、「ランド委員会」に焦点をあて、更に、その後継組織とも言うべき「ヨーロッパ民法典研究グループ」(Study Groupe on a European Civil Code) について、手短かに紹介を行いたい。

2 2つの作業グループ

(1) ランド委員会

「ランド委員会」の正式名称は、「ヨーロッパ契約法委員会」という。デンマークの

コペンハーゲン・ビジネス・スクールのオレ・ランド（Ole Lando）教授のイニシャティヴによって、1980年に発足した（活動開始は1982年）。構想及び発足の段階から、当時のEC委員会事務局・域内市場総局長の理解と後援があった。この委員会は、第1次から第3次にわたるが、メンバーは大部分が大学教授（EC構成国に属する者が大半）で、その数は当初15名、その後交代もあり、またEC（EU）の拡大もあって増加したが、最終段階で約25名であった。2002年に、目標とした作業をすべて終了した。その成果が、『ヨーロッパ契約法の共通原則』第1部、第2部、第3部である。英語とフランス語のテキストが公刊されている⁹⁾。この『共通原則』は、もとより、法的拘束力を有しない。実際に強制力をもつためには、契約当事者によって準拠規範として選択される必要があるが、現実には、そういうケースは極めて稀である、といわれている。むしろ、この『共通原則』の役割は、各国の契約法の改正にあたって、一種のモデル法として利用されることにあるようである。

（2）「ヨーロッパ民法典研究グループ」

ドイツ・オスナブリュック大学法学部のクリスチャン・フォン・パール教授を代表とするグループである¹⁰⁾。1998年に発足し、99年より具体的な活動を開始した。同教授は、ランド委員会の第2次委員会からのメンバーであり、同委員会の他のメンバーも多数（ランド教授自身を含めて）参加している。その意味では、同委員会の後継グループ的な色彩をもっている。すべてのEU構成国の法律家を網羅し、その他に加盟候補国からもオブザーバーが加わっている。ヨーロッパ議会とEU委員会は、このグループをもって、この分野における法文起草に適した団体であるとして、明示的に指示している。

しかし、ランド委員会とは、種々の点において相違が存在する。

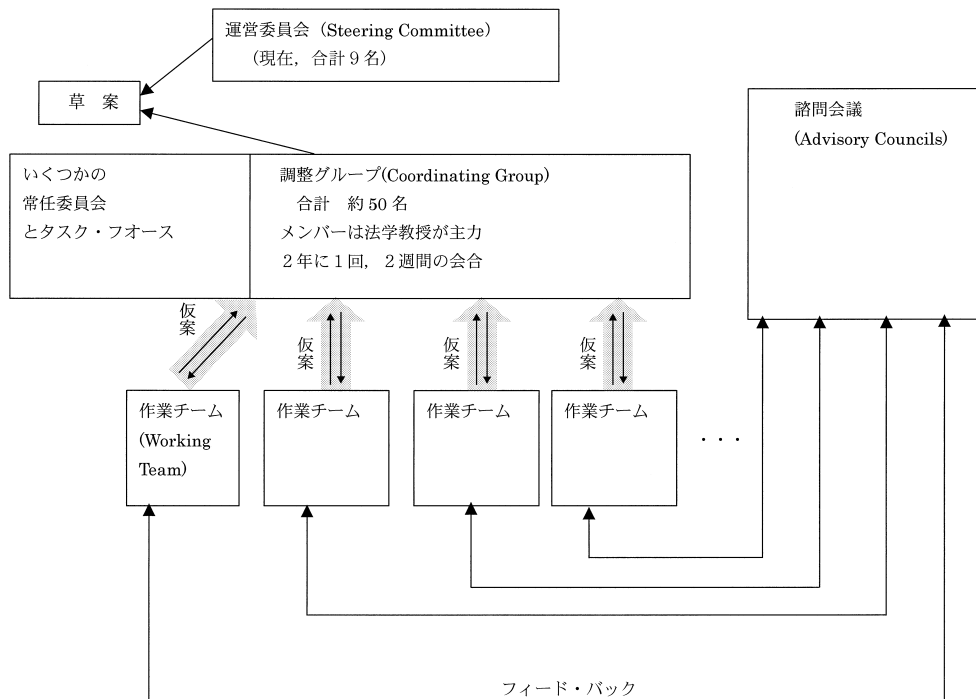
まず第1に、組織の点で、総計100名程度に及ぶ大世帯であり、全体はひとつの大掛かりなネットワークを構成すると同時に、ハイアラーキ的な構造を形成している。その全体像をチャートにまとめてみたのが、次ページのチャート1である¹¹⁾。

第2に、その目的は、きわめて野心的で、ただ単なる学問的企てではなく、将来のヨーロッパ民法典起草を視野に入れ、これを展望しつつ、その前提〔土台〕となるべきものを具体的に提示することにある。第3に、公式の作業言語は、英語のみである。（もっとも、個別の作業チームの具体的構成により、事実上、別のヨーロッパ言語を使用している例が存在すると、同グループのサイトは断り書きしている。）

以上のほかに、あと2点を付け加えておきたい。1つは、このグループを賄う資金についてであるが、資金は、いくつかのEU構成国の公的基金から拠出されている。最も重要なのは、ドイツ学術振興会（Deutsche Forschungsgemeinschaft）であり、その他、オランダ科学研究奨励機構、オーストリア学術奨励基金（Österreichische

チャート 1

ヨーロッパ民法典研究グループ (Study Group on a European Civil Code)



Forschungsförderungsfonds) などが名を連ねている¹²⁾。2つめは、北欧主導という性格付けについてである、この点は、グループ代表の国籍（ドイツ）を始めとして、メンバーの関与の程度や、資金の出所、英語の排他的使用などの事実を挙げて、フランス側から批判的に指摘されている。

なお、ここで、ヨーロッパ大陸における民法関係の法典改正をめぐる大きな動きについて、一言しておくことが適当であろう。第1に、1992年1月1日より、オランダで新民法典が施行された。この法典は、50年にわたる準備作業を経て完成したもので、比較法的な検討の成果とされている¹³⁾。第2に、ドイツで、2002年1月1日より、これまた20年に及ぶ作業の末に、新債務法が施行されている。(Das Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts)¹⁴⁾ 今後、ヨーロッパ契約法典編纂が具体化するような際には、ドイツの新債務法をモデルとするべきである、という声が上がっているのは、自然の成り行きであろう。また、これらの法典改正の成就が、「ヨーロッパ民法典研究グループ」の活動に、オランダやドイツの法律家をアクティブに参加させている理由の一つである、ということも許されよう。

さて、ここで時間をさかのぼり、2001年7月に、EU委員会が一体どのような経緯

で、ヨーロッパにおける契約法の統合問題にイニシャティヴを取り、通知を発するまでに至ったのかを、概観する必要がある。

3 2001年7月の委員会通知までの経緯

(1) 1989年及び1994年のヨーロッパ議会の決議

ヨーロッパ議会は、1989年と94年の2度にわたり、私法分野におけるヨーロッパ共通法典編纂の可能性を検討する作業の開始を求める旨の決議を行った¹⁵⁾。この決議で、同議会は、私法のいくつかの分野における調和化が、域内市場を市場として完全なものとするのに基本的に重要である、と強調した。さらに、ヨーロッパ民法典という形で私法の主要領域を統一することは、EU内の国境なき単一市場を実現するための法的必要性に応えるものとして、最も効果的な手段である、と指摘した。

(2) 1999年のヨーロッパ議会の動き

ついで、1999年、ヨーロッパ議会事務局の研究総局が、同議会の法務委員会の名において、主としてフォン・バール教授の「研究グループ」メンバーから構成される有識者グループに対して、「EUにおける私法システム、——すなわち国籍を理由とする差別、及びヨーロッパ民法典の必要性——」をテーマとして、レポートを求めた¹⁶⁾。

（上のタイトル中、「国籍を理由とする差別」という文言は、異質な響きがある。この決議の採択が、何らかの政治的な駆け引き、ないしは妥協の産物ではないか、と思わせるものがある。）有識者グループは、2000年秋、同法務委員会において、レポートの報告を行った。ここで注目すべき点として、フォン・バール教授のグループが、まさに1998年に発足しており、ヨーロッパ議会の一連の動きと、時期的な符合が見られることを、指摘しておきたい。

(3) 1999年秋、タンペレ首脳会議における合意

同じ1999年の秋、フィンランドのタンペレで開催された首脳会議（ヨーロッパ理事会）の議長総括宣言において、「民事手続の良好な機能に対する障害を除去するために、各構成国の民事にかんする法制を近似させる必要性について、一つの全体的な調査を求める」（an overall study [...] on the need to approximate Member State's legislation in civil matters in order to eliminate obstacles to the good functioning of civil proceedings）という文言を採択した¹⁷⁾。

その後、2001年12月、ラーケンの首脳会議は、この決議を確認したが、しかし、それ以上に具体的な措置にまで踏み込むことはなかった。優先すべき最重要課題として、憲法条約問題が前面に浮上してきたからである。それはともかく、このように経

過を辿ってみると、タンペレ・サミットの合意を受けたかたちで、EU 委員会が活動を本格的に開始し、2001 年 7 月の通知に結びついたというプロセスを、明瞭に見て取ることができよう。

4 2001 年 7 月の委員会通知以後の EU 機関の動き

2001 年 7 月の委員会通知を受けて、同年 11 月 15 日、ヨーロッパ議会は、新たな決議を採択した。その内容は、つぎのようであった¹⁸⁾。

すなわち、同議会は、まず、EU 委員会が、公開の意見募集の対象を、広く「ヨーロッパ民法典」ではなく、契約法に狭く限定したことは不必要であった、と批判している。ついで、今後、同委員会が野心的なひとつのアクション・プランを策定することを求め、その内容として、つぎの具体的提案を行った。

ヨーロッパにおける専門的法律家集団（ランド委員会および「民法典研究グループ」が名指されている）と協力して、2004 年末までに、以下に示す法分野における“re-statements”または法規範の総体（corps de règles légales, bodies of legal rules）を作成すること。

法分野：契約総則、売買契約、役務（サービス）提供契約（金融サービス契約、及び保険契約を含む）、人的担保法、契約外から生ずる債務法（不法行為責任、及び不当利得法）、動産所有権移転にかんする法、信用担保法（動産保証法）、信託法。

そして、2005 年より、上の「法規範の総体」が EU 各国の法学部で教授され、かつ、全ての EU の諸機関（特に立法機関と裁判所）において、これらの新たな共通の法概念、法的解決、法律用語が、具体的に一貫して適用されるものとする。

その上で、2010 年以降、EU 契約法の規範の総体が EU において採用されるものとするが、その際、それまでのイニシャティヴによって確立した法概念、法的解決、法律用語を考慮に入れる（基礎とする）ものとする。

以上が、ヨーロッパ議会在、EU 委員会に対して策定を促したアクション・プランの内容である。しかし、同委員会は、これを採用はしなかった。（EU 委員会は、2003 年 2 月に、自らのアクション・プランを発表したが、その具体的な内容については、別稿で取り扱いたい。）

5 2002年4月、フランス破棄院における Chr. von Bar 教授の英語講演：「共通原則から法典編纂へ：ヨーロッパ私法の展望」（From Principles to Codification: Prospects for European Private Law）

これまで、ヨーロッパ議会や EU 委員会の文書中にも明示的に出現してきた「ヨーロッパ民法典研究グループ」の代表・フォン・バール教授は、2002年4月、フランスに招かれ、同国の司法組織の中核機関の一つであるパリの破棄院において、上掲のタイトルで、英語を使用して講演を行った¹⁹⁾。

その結論を一言で述べれば、つぎのようである。「ただ比較的に確かなのは、近い将来においては、私法の全体を包括する規範の総体も、またおそらく、ヨーロッパ大陸に通常見出される法典編纂の種類の民法典も、存在しないであろう、ということである。」ヨーロッパ民法典というものは、「当初はおそらく、『ヨーロッパ財産法の基礎の多機能的な圧縮物』になりそうに思われる。」しかしながら、いずれにしても、「ヨーロッパは、法における『単一通貨』を必要としている。……われわれの大陸は、19世紀に生じたこと：国別の細分化、各国単独の法典編纂、比類のない〔バラバラの〕孤立、このようなことの、21世紀劈頭における再現を回避する必要があることを、理解しなければならない。」

この講演以前から、フランスの法律家たちの間では、すでに、「ヨーロッパ民法典」という極めて野心的な計画に対して、いくつか賛否の意見が表明されてはいたが、その数は多くはなかった。ところが、本論文の冒頭で述べた2001年7月のEU委員会通知以来、堰を切ったように激しい調子の論考が次々に発表され始める、という状況となった。その多数は、ヨーロッパ民法典の否定論・拒否論であった。丁度このような時期における、フランス司法の牙城を舞台とした、しかも英語という言語による、ヨーロッパ共通民法典の必要性を強調したフォン・バール教授の講演は、言うまでもなく、共通法典反対論を刺激し、火に油をそそぐ結果になった。

フォン・バール講演への、このような反発を端的かつ代表的に示しているのが、つぎのフランス精神・政治科学アカデミーの決議である。

6 2002年7月1日、フランス精神・政治科学アカデミーの決議

精神・政治科学アカデミーという組織は、フランス学士院（Institut de France）を構成する分野別アカデミーのひとつであり、同アカデミーのセクション中には、「法制」（*législation, droit public et jurisprudence*）部門も存在する。この決議は、同アカデミーの総会で、満場一致で採択されたものであるが、決議のイニシャティヴを取ったのは、法制部門を中心とする法律家のメンバーであったと推測される。その本文にあ

たる部分の全文を紹介すると、つぎの通りである²⁰⁾。

本アカデミーは、

—この [Chr. von Bar 教授の Study Group の] ヨーロッパ民法典草案——ある種の秘密主義のなかで起草され、かつ英語による草案——の存在を、知り、

—それは、条約に照らして EU の立法権限中に入らないにもかかわらず、ヨーロッパ議会がこのイニシャティヴの源であり、また EU 委員会の支持を得ていると言われていることに、驚き、

—北米の経験が証明するように、効率的な競争市場は、民事上の立法・判例の統一を前提とするものではないことに、注意を促し、

—契約法の変更は、連鎖的に、民法の、とりわけ家族法及び物権法の、多数の要素を組上に載せるであろうと、判断し、

—民法と、ヨーロッパ諸国における基本的な文化（複数）との間の種々の繋がりが、問題の草案の起草者達によって過小評価されていることを、指摘する。

この決議で表明された見解は、フランスの法律家の間ではほぼ大勢を制している立場を代弁している、と考えてもよいであろう。それは、フォン・パール教授のグループと、その活動に対して、明からさまに不信を表明し、一体なぜ反対するのか、その具体的論拠を集約的に示している。草案起草のあり方と進め方、EU の立法権限の不存在、経済的な市場効率促進という理由付けの薄弱性、統一化の対象が契約法を超えた民法の全体に及ぶことへの危惧、などである。そして最後に、民法と各国の文化との間には、有機的な関係が存在し、これを無視することは許されない、と主張している。この最後の指摘には、サヴィニーが歴史法学の綱領論文で展開した見解と、少なくとも部分的に通底するものがある、と言わなければならない。

むすびにかえて

以上、フランスにおいて、ヨーロッパ民法典にかんする大論議が、いかなるコンテクストの中で巻き起こって来たのかを、一通り見てきた。本論文は、いわば、現在進行中の大きなプロセスについて、ほぼ 2002 年夏の時点までの中間報告を試みたものである^{補注1)}。その後の EU 諸機関や各構成国の動き、あるいはフランス内外の多数の論者の具体的な立場や主張の検討は、すべて別稿に譲ることにして、ここでは、差し当たり、つぎの 2 点を指摘するに止めておきたい。

まず第 1 に、フランスの法文化的伝統を体現していると自任する民法家のコミュニティの意識と、EU 規模における法的統合の圧力との間には、大きなギャップがあ

る，ということである。ヨーロッパ議会や EU 委員会，さらに，多数の EU 構成国の法律家たちが，少なくとも契約法（広く言えば，民法）の分野で法的統合ないしは調和化を深める必要がある，という立場にたって，極めて活発に，さまざまな具体的活動を展開し，本稿でもすでに名を挙げた法律家のグループは，起草した原則や法文の発表にまで踏み込みつつあるのに対して，フランスの法学者の多数は，自分たちの民法典を，依然として保持すべき国民的財産と考え，この自分たちの法典をあくまで死守するという立場を，一步も譲らない姿勢を取っているように見える。（民法典は，フランス社会の基礎を形成してきたという意味で「フランス市民社会の憲法（Constitution civile de la France）」であるが，それを，「商人たちのヨーロッパ（Europe des marchands）」の法と引き換えにして，葬り去ろうとしている，という批判²¹⁾……。）やや誇張して言えば，それは，あまりにもノスタルジックな態度に過ぎる，とも評することができるのではないだろうか。このような硬直的な防御的対応の姿勢一本槍で，果たして，ヨーロッパが投げかける大きな挑戦に対して，前向きに，十全に，的確に応答していると言うことができるのであろうか。従来，フランスの法学において，比較法は，お荷物に近い「貧しい親戚（parent pauvre）」とさえ呼ばれてきた，といわれるが，この比較法の研究に精力的に取り組み，未来の法形成の可能性を探究すべき時が，今やまさに到来している，と言うべきはないであろうか。

第2に，前の点とはややニュアンスを異にするが，現代化とは必ずしも，伝統をすべて放棄して，新規の創造物を一括採用することを意味するのではない，ということもまた，指摘されている。歴史的に見ると，法の分野においては，「現代化する」とは，社会が現実直面する新たな問題に照らして，古い法文や概念に再解釈（従来と異なる新しい解釈）を施し，これらに再活力を与えることであったし，現在においても，それが当てはまらないとは限らない。殊に，フランス民法典は，社会に深く根を下ろし，同国の文化と深く結びついている。このことは，他のヨーロッパ諸国にも，大なり小なりあてはまることであろう。「法律家の手法は，何時の時代にも，偉大な法的モニュメントの読み直し（relecture）の作業を行うことであった」という現代フランスの一法制史家の言葉には，傾聴すべき真理が含まれている，と言うべきであろう²²⁾。

注

- 1) シラク大統領らの祝辞（messages）のテキストは，*Le Code civil 1804-2004: Livre du Bicentenaire*, Dalloz et Litec, 2004 の冒頭に収められている。
- 2) 3月11, 12日の記念行事については，邦語文献として，石井三記「フランス民法典二〇〇年に寄せて」、『創文』464（2004年5月）号1-4ページ，及び北村一郎「フランス民法典200年記念とヨーロッパの影」、『ジュリスト』1281（2004年12月15日）号92-99ページを参照。また，展示

- 会のカタログと解説として、*200 ans de Code civil: Des lois qui nous rassemblent* (Exposition organisée par l'Assemblée Nationale et la Cour de cassation), catalogue rédigé par J.-L. Halpérin et les membres du Comité scientifique, Dalloz, 2004 がある。その他の多数の文献中、*1804-2004 Le Code civil. un passé, un présent, un avenir*, ouvrage réalisé au sein de l'Université Panthéon-Assas (Paris 2), Dalloz, 2004 を挙げておく。
- 3) www.bicentenaireducodecivil.fr に 50 を超える行事のリストが紹介されているが、この掲示リストから漏れたものも存在する。
- 4) Jean-Louis Halpérin, *200 ans de Code civil, regard d'un historien du droit* (texte inédit) より引用。
- 5) ここでは、フランス語の文献として、Dossier “L'esprit de l'Ecole historique du droit”, Présentation par Olivier Jouanjan, in *Annales de la Faculté de droit de Strasbourg*, Nouvelle série, No. 7 (2004), p. 9-23 を挙げておく。この著者によれば、サヴィニーの「現代の使命」論文のフランス語訳は、驚くべきことに、これまで一度も出版されたことがないようであるが、ようやく最近になって仏訳が進行中とのことである。しかし、企画はフランスにおいてではなく、カナダのケベックで、Mme Bartenstein (Laval 大学) と M. Saint-Hilaire (McGill 大学) の手により、ラヴァル大学出版会の “Dikè” 叢書の一冊として、具体化しつつある。*Ibid.*, p. 19, n. 47. なお、O. Jouanjan (présentation et traduction par), Friedrich von Savigny, Essence et valeur des Universités allemandes, in *Revue d'histoire des Facultés de droit et de la science juridique*, No 22, 2002, p. 173 et s. を参照。
- 6) F. C. von Savigny, *Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft*, 1814, S. 11 et 14. ここでは、F. C. von Savigny, *Politik und Neuere Legislationen. Materialien zum “Geist der Gesetzgebung”*, hrg. von H. Akamatu und J. Ruckert, Klostermann, 2000 所収のテキストによる。
- 7) *Communication de la Commission au Conseil et au Parlement européen concernant le droit européen des contrats*, JOCE. 13 sept. 2001, C255/01. ここでは、主として、*Pensée juridique française et harmonisation européenne du droit*, textes rassemblés par B. Fauvarque-Cosson et D. Mazeaud, Société de législation comparée, 2003, p. 255 以下所収の仏語文によっている。
- 8) 「パヴィア・グループ」とは、正式には、「ヨーロッパ私法アカデミー」という名称で、パヴィア大学の G. Gandolfi 教授を中心とする組織である。使用言語は、伊、英、スペイン、独、仏、と多岐にわたっているという。これまでの成果として、*Code européen des contrats, Avant-projet*, Livre 1, coordonné par G. Gandolfi, Milano-Dott., A. Giuffrè, 2001 を公けにしている。この素案には、もちろん、英文テキストも存在する。
- 9) Ole Lando & Hugh Beale (ed.), *Principles of European Contract Law*, Part 1 and 2, The Hague, Kluwer Law International, 2000 ; O. Lando, E. Clive, A. Prüm & R. Zimmermann (ed.), *Principles of European Contract Law*, Part 3, The Hague, Kluwer L. I., 2003. その後、仏語版も出版された。La version française préparée par G. Rouhette, avec le concours de: I. de Lamberterie, D. Tallon et C. Witz: *Principes du droit européen du contrat*, Paris, Société de législation comparée, 2003 がこれである。
- 10) フランス語の文献として、Christian von Bar, Le groupe d'études sur un Code civil européen, in *RID comp.*, 2001, pp. 127-139 参照。なお、このグループのサイト <http://www.sgecc.net/> に、詳細な情報がある。
- 11) チャート 1 は、前注所掲のサイトから、筆者が作成した。なお、司令塔にあたる運営委員会の

現時点における構成員の氏名を紹介しておこう。議長 Christian von Bar（ドイツ）その他のメンバーは 8 名：Guido Alpa（イタリア）、Hugh Beale（イギリス）、Ulrich Drobnig（ドイツ）、Jacques Ghestin（フランス）、Sir Roy Goode（イギリス）、Arthur Hartkamp（オランダ）、Johnny Herre（スウェーデン）、Ole Lando（デンマーク）。

- 12) Chr. von Bar, *op. cit.*, p. 130.
- 13) オランダ新民法典の原文と独訳を対置した文献として、F. Nieper und A. S. Westerdijk, *Niederländisches Bürgerliches Gesetzbuch*, Kluwer und Beck, Buch 2 Juristische Personen, 1995; Buch 6 Allgemeiner Teil des Schuldrechts, Bücher 7 und 7A Besondere Verträge, 1995; Buch 3 Allgemeiner Teil des Vermögensrechts, Buch 4 Erbrecht, Buch 5 Sachenrecht, 1996; Buch 1 Personen- und Familienrecht, 1996.
- 14) ドイツの新債務法のテキストは、例えば、Palandt, *Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts*, Ergänzungsband zu Palandt, BGB, 61. Auflage, C. H. Beck, 2002 を見よ。また、仏語文献として、Cl. Witz et F. Ranieri (dirig.), *La réforme du droit allemand des obligations*, Société de législation comparée, 2004 が最近刊行された。
- 15) 前掲注 7) 所引の Communication de la Commission を参照。
- 16) 以下、Chr. von Bar, *From Principles to Codification: Prospects for European Private Law*, in <http://www.legiscompare.com/VonBar.html> による。
- 17) 前掲注 7) 所引の Communication de la Commission, 就中, JOCE. 13 Sept. 2001, C255/01 を参照。
- 18) 以下は、前掲注 16) 所引の講演のテキストによっている。
- 19) 同じ前掲注 16) 所引のテキストがこれである。なお、注 2) 所引の北村論文を参照。
- 20) 前掲注 7) の *Pensée juridique française et harmonisation...*, *op. cit.*, pp. 55-56.
- 21) Yves Gaudemet, Le Code civil, “Constitution civile de la France”, in *1804-2004: Le Code civil: un passé, un présent, un avenir*, *op. cit.*, p. 297 et s. より引用。
- 22) 前掲注 4) 所引のアルペラン論文によっている。

補注 1) なお、ここで、フランスの代表的民法学者ジャン・カルボニエの文章の一部を紹介しておきたい。2002 年におけるフランス法学界の雰囲気の一部が、よく描かれていると思われるからである。周知のように、同教授は、1960-1970 年代に行われたフランス民法典の家族法改正作業にあたり、大部分の改正条文の起草を、ただ一人で担ったことでも知られている。（カルボニエは、2003 年 10 月 28 日、享年 95 歳でこの世を去った。）

「ヨーロッパ民法典へ？——2002 年、ひとつの噂が広まった。それは、ブリュッセルの [EU] 委員会が、すでに、一つのヨーロッパ民法典をテーブルの上に用意済みで、もう発表の準備が出来上がっている、というものであった。ただし、一点だけ判然としないところがあって、それは、家族法が、その民法典 [草案] から除外されたのではないか、という点であった。もし除外されたのなら、それは、これまでに既に出現したヨーロッパ契約・債務法典草案に、更にもう一つ草案を付け加えたものに過ぎない、ということになる。そして、もしそうならば、それは、結局、民法典というより経済法典 (code moins civil après tout qu'économique) というものである。[ともあれ] 万一の場合に備えて、国民的 [民] 法典を維持するために、正当防衛というべきものが、既に姿を現わした。…」(Jean Carbonnier, *Droit civil. Introduction*, 27e édition refondue, Paris, juillet 2002, pp. 272-273.)